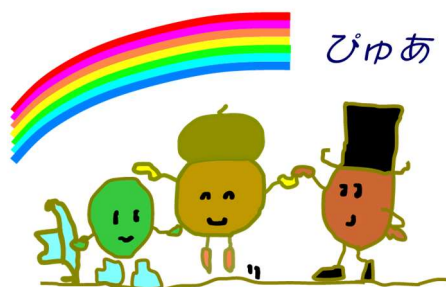


自然災害・感染症等発生時業務継続計画書

BCP



社会福祉法人ぴゅあ

種別 障害者福祉サービス

代表者 理事長 河内守正

〒697-0027 島根県浜田市殿町21番地1

TEL . 0855-22-8085

FAX . 0855-23-4740

Email : spsz7nm9@cotton.ocn.ne.jp

事業所

生活介護： 生活介護ぴゅあ殿町

浜田市殿町 2 1 番地 1 TEL . 0855-22-8085

生活介護： 生活介護ぴゅあ松原

浜田市松原町 2 7 7 番地 9 TEL . 0855-23-8190

共同生活援助：ぴゅあほーむ

短期入所：ぴゅあショート

日中一時支援

浜田市内村町 7 9 4 番地 1 TEL . 0855-27-0099

相談支援： 相談支援事業所ぴゅあサポート

浜田市殿町 2 1 番地 1 TEL . 0855-22-8085

— 目次 —

事業継続基本計画書	2
1 基本方針等	2
2 危機管理体制	3
3 重要業務	3
4 平常時の対応	4
5 教育・訓練	5
6 BCPの見直し	5
事業継続計画書	6
1 被害想定	6
2 被災直後の初動対応	7
3 事業継続対応	8
4 災害等発生後の対応の流れ	11
5 事業所別事業継続計画	12
(1) 生活介護びゅあ殿町	12
(2) 生活介護びゅあ松原	13
(3) びゅあほーむ	14
(4) 相談支援事業所びゅあサポート	15
社会福祉法人びゅあ危機管理体制規程	16
1 第1章 総則	16
2 第2章 危機対策本部の設置	16
3 第3章 危機等への対処	17
4 第4章 各施設における対処	18
5 別表1 (災害等レベル区分)	20
6 別表2 (関連計画&マニュアル)	21
別紙1 備蓄品一覧【4 平常時の対策(7) 備蓄】関係	22
別紙2 事業所・設備等の被災点検リスト	23
別紙3 利用者及び家族等の安否確認シート	24
別紙4 役職員及び家族等の安否確認シート	25
別紙5 災害伝言ダイヤルの登録方法	26
別紙6 非常災害等発生時の緊急連絡先	27
別紙7 感染症予防対策	28

事業継続基本計画書

1 基本方針等

(1) 計画の目的

この計画は、自然災害及び感染症等の発生時において、利用者・職員及び家族の安全を確保しながら本法人（以下、法人という。）の事業を適切に継続・運営することを目的とする。

(2) 適用範囲

この計画は、法人の全事業所に対して適用する。

(3) 基本方針

法人は、次の基本方針に基づき、事業継続対応を行う。

基本方針

①人命の安全（利用者及び職員等）

- ・利用者及び職員とその家族および関係者（来訪者等）の安全確保を最優先する。
- ・感染症発生時には、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
- ・職員及びその家族の生命や生活を維持しつつ、緊急事態の解消に努める。

②社会的な供給責任

- ・災害、感染症等緊急事態の発生時においても社会的に必要とされる障がい者等（地域住民を含む）支援の継続を目指す。

③法人の経営維持

- ・共同生活援助事業の利用者を優先し経営を維持する。
- ・在宅利用者の生活を守り経営を維持する。

④地域等との協調

- ・地域の一員として、地域住民や浜田地区の行政団体との協調に努める。
- ・ボランティアの派遣・受け入れ等、また救助品等の配分、供給に努める。

⑤二次災害の防止

- ・火災・爆発・感染症発生等二次災害の発生を防止し、地域への被害拡大を防ぐ。

2 危機管理体制

(1) 危機管理体制の整備

理事長は、大規模な危機等(感染症等を含む)が発生したときには、危機管理対策本部を設置する。対策本部長を置き、理事長を以って充て、その総括を行う。

- ①危機管理対策本部は、当法人本部職員及び理事を以って構成する。
- ②対策本部長が不在、事故等にあった場合は、危機管理対策本部構成員の互選により代位者となった者がその職務を代行する。

(2) 危機管理対策本部の業務内容

- ①法人における調整機能の確保をする。
 - ・ 理事会・評議員会との連絡・調整。
 - ・ 被災等の危機管理が必要となった対象事業所（以下、被災事業所という。）と協力し、利用者担当、職員担当、物資担当、情報担当等役割の役割を明確にし、実施事項を分担する。
- ②被災事業所と協力し、関係者の安否の確認、被害等に関する情報の取集及び伝達及び関係機関への報告をする。
- ③被災事業所と協力し、関係者の避難、救助、救護、救援物資の提供等の援助に係る協力をする。
- ④法人内各事業所との連絡システムを確保し、電気、ガス、水道、電話等のライフラインの確保及び早期復旧に努める。
- ⑤被災事業所と連携協力し、県・市・その他関係機関との連絡調整をする。
- ⑥その他危機等への対応に関し必要な事項を行う。

3 重要業務

(1) 重要業務

災害発生及び感染症等発生時においても、優先的に継続もしくは復旧させる事業所を次の観点から選定した。

ぴゅあほ一む

- ① 共同生活援助事業
- ② 短期入所事業
- ③ 日中一時支援事業

選定理由根拠

- ・ 利用者の生命を第一に考える。
- ・ 入所施設及び夜間支援サービスを行っている事業を優先する。

主要支援業務

- ①利用者への食事の提供、補水
- ②利用者への清潔保持 衛生管理 看護、介助、支援
- ③利用者への心のケア
- ④利用者への居住スペースの提供

※入浴、余暇活動、運動等の提供に関しては、状況が整い次第実施する。

(2) BCP発動時の対応方針

BCPを発動した際は、重要業務を優先的に継続若しくは復旧させるために、法人における他の事業所の業務に従事している職員や必要な資材・資金等を、適宜重要業務へ振り分ける。

4 平常時の対策

各事業所において、建物及び設備の危険点検を日頃から行うとともにその都度、ハード面及びソフト面の対策を行う。

(1) 建物周囲・境界

- ①周辺フェンスの損傷、劣化、補給の必要などはないか点検し必要があれば補修する。
- ②周辺の排水路でつまりや埋め立てられているところはないか確認する。
- ③屋根の状態点検及び危険箇所の補修をする。
- ④外壁、門、塀の状態点検及び必要な補強をする。
- ⑤確認看板等の落下防止、物置や老木等の倒壊危険物の補強・除去等をする。

(2) 建物

- ①建物床部外壁の点検を行い、予想浸水高以内に窓通気口がある場合は土嚢で埋められるようにする。
- ②亀裂損傷部分があれば補修する。
- ③消火器の設置場所の確認をする。

(3) 機械設備(屋内)

- ①移動可能な設備は緊急時に移動すべき高所をあらかじめ決めておく。
- ②設備の耐震性の確認をする。
- ③什器・備品類の転倒、転落、破損等防止措置はとられているか確認する。

(4) 屋外機械設備

移設可能なものは高所に移設する。

(5) コンピュータ・重要書類(個人情報・記録等)

コンピュータ・個人情報はデータのバックアップを頻繁に行い、浸水危険のない場所に持ち出せるようにする。

(6) 職員の確保

被災(家族を含む)していない職員を危機管理対策本部に招集する。参集可能な確認方法は次のとおりとする。

- ①職員担当の指示に基づき、関係者の安否の確認、被害等に関する情報の収集及び伝達を行う中で、交通状況(二次災害防止)踏まえて、参集可能(各当該職員の判断)な者。
- ②通信機器等も使用できない場合には24時間以内に所属事業所に出勤する。
(自動的に参集)
- ③各施設の非常連絡網も必要に応じて使用する。

(7) 備蓄

各事業所において、日常生活に必要な物品（食材を含む）及び介護用品について、7日分程度を確保する。主要な備蓄品目については、別紙1のとおりとする。

(8) 水の確保

生活用水確保のためタンクや確保に必要な器具を準備しておく。

(9) 感染症等の発生防止対策

感染者発生の抑制および感染拡大の防止に努める。

①情報収集

- ・ インターネット・テレビ・新聞等
- ・ 保健所、浜田地区行政機関等

②公衆衛生対策

- ・ 手洗い・うがい・消毒・マスク・三密対策

③ワクチン接種の奨励

- ・ 季節性インフルエンザワクチン接種
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種

5 教育・訓練

BCPの概要や重要性について法人内に周知させるため、定期的に職員に教育を実施する。またBCPに示す対応を法人内に根付かせ、BCPの実効性を向上させるため、定期的に訓練を実施する。

6 BCPの見直し

BCPの実効性を維持するため、定期的にBCP全体にわたる見直しを実施する。併せて、教育・訓練の結果や組織変更等によってBCPを見直す必要が出た際にも、随時BCPの見直し・修正を実施する。

事業継続計画書

1 被害想定

(1) 想定する災害

- ①震度 6 弱以上の地震を想定する。
- ②台風等の暴風による窓ガラスの破損又は樹木や家屋の倒木・倒壊の被害を想定する。
- ③浜田川、周布川から河川氾濫による水害災害を想定する。
- ④津波による浸水被害を想定する。

(2) 想定される被害状況

上記地震等が発生した場合の周辺の被害状況を、次のとおり想定する。

①電気

- ・被災から 3 日間程度停電する。

②上下水道

- ・被災から 2 週間程度停止する。

③ガス

- ・被災から 1 ヶ月程度停止する。

④電話、情報通信

- ・被災から 1 週間程度つながりにくくなる。

⑤交通

- ・緊急輸送車両以外の通行が禁止されるが、被害の少ない地域から徐々に一般車両の通行が再開する。

⑥物流

- ・緊急輸送物資以外の輸送は困難な状況が続く。

⑦燃料

- ・ガソリンスタンドの営業停止や供給低下により、燃料が不足する。

⑧利用者及び家族、役職員

- ・設備・什器類の移動・転倒や、建物の倒壊等によって、一部の利用者及び家族、役職員が負傷する。
- ・交通状況の悪化や被災により、一部の職員の出勤ができなくなる。

⑨建物・設備・什器類

- ・大破・倒壊等の大きな被害が発生する。
- ・天井の一部が落下したり、蛍光灯・窓ガラスの一部が落下・飛散する被害が発生する。
- ・設備・什器類が破損・転倒する。
- ・浸水等により、汚水等が氾濫する。
- ・送迎車等、使用不可（水没・飛来物による破損等）。

⑩情報・データ

- ・バックアップを取っていないデータや書類が失われる。

⑩資金

- ・ 事業停止による収益の減少となる。
- ・ 修繕・再調達費用、支援物資調達費用等が発生する。

2 被災直後の初動対応

(1) 危機管理対策本部の設置

拠点で震度6弱以上の地震が発生した場合、若しくは同等の被害が見込まれる風水害等（感染症等を含む大規模な危機等）が発生し、理事長が次に掲げる事項により必要と認めるときには、危機管理対策本部を設置する。

危機管理体制規程の災害レベル3に該当した場合

- ・ 死亡者、行方不明又は重傷者が発生した場合。
- ・ 事業所に被害が発生した場合であって、被害の拡大の恐れがあるとき。
- ・ 複数の事業所で負傷者が発生し、又は施設に被害が発生した場合

安否確認手段：電話・メール・災害用伝言ダイヤル171

各職員においては、安否確認がとれない場合は発災後24時間以内に所属事業所へ参集する。

(2) 危機管理対策本部設置後の職員の初動対応

①職員においては、通信機器等が使用できない場合は、24時間以内に所属事業所に出勤し安否確認を行う。

②危機管理対策本部が立ち上がると、法人本部職員（対策本部要員）は事業所被害状況・利用者・職員の安否確認等が取れ次第、自動的に参集する。なお、就業時間外に発災した場合においても同様とする。

(3) 危機管理対策本部設置後の危機対策本部の初動対応

①通信機器等が使用不可能な場合においては、危機管理対策本部への連絡・報告手段を確保するとともに、地震発生から概ね2時間以内には対策本部要員を派遣する。

②危機管理対策本部の設置は、法人本部事務局を基本とするが、法人本部が災害等で使用できない時には、第二・第三候補に設置するものとする。

- ・ 第一候補：法人本部事務局
- ・ 第二候補：生活介護ぴゅあ松原
- ・ 第三候補：ぴゅあほ一む

(4) 初動対応

①安否確認

- ・ 利用者とその家族の安否を確認する。
- ・ 職員と役員並びにその家族の安否を確認する。

安否確認手段：電話・メール・災害用伝言ダイヤル171

各職員においては、安否確認がとれない場合は発災後24時間以内に所属事業所へ参集する。

- ・ 被災事業所と協力し、関係者の避難、救助を行う。

②利用者・職員の帰宅と残留支援

- ・原則として安全が確認されるまで待機とする。帰宅の判断は次の判断基準を参考に指示する。

判断基準：交通機関の復旧・幹線道路等の混雑状況の緩和が図られ安全に帰宅できるようになった場合、かつ家族に直接引き継げる時。

③事業所へ残留する利用者・職員に対して支援を行う

- ・原則として安全が確認されるまで待機とする。帰宅の判断は前号の判断基準を参考に指示する。

支援内容：居住スペース・医薬品・寝具・水・食料・備蓄品等の提供

④被害状況の確認

- ・法人全事業所内の被害状況を確認する。

確認事項：建物・水・ガス・電気・電話・備品・備蓄品

⑤二次災害の防止措置

- ・二次災害発生（感染症拡大）の恐れのある箇所に対して、二次災害の発生防止措置を施す。

防止措置：火災による消火活動・余震、降雨等による水害、土砂災害等の危険個所の点検・ガス等の供給コックやバルブの閉鎖、建物被害への修繕、公衆衛生処置（隔離、消毒、マスク等）

⑥被害状況の収集

- ・関連情報（災害、感染症等）を収集する。

確認事項：公共放送・インターネット・最寄りの消防署・警察署・保健所・浜田地区行政機関

- ・各事業所の被災が複数ある場合、被害状況を確認・集約する。

⑦対外的な情報発信

- ・各関係機関等へ被害状況について連絡する。

連絡手段：電話・メール・自動車・徒歩等により連絡

3 事業継続対応

- (1) BCPの発動および解除は対策本部長が指示する。

①BCP発動

発動基準：次の指標を総合的に勘案して、事業の継続に著しい影響があると判断される場合

- ・交通網の寸断や職員の負傷等による出勤可能な職員の不足
- ・法人所有建物や設備、車両等の被害状況
- ・電気・上下水道・ガス・通信等の重要インフラの途絶
- ・食糧等の状況

②BCP解除

- ・発動基準指標等の障害が回復し、事業への支障が解消したと判断される場合

(2) 目標復旧時間と目標復旧レベル、事業継続のための方針

危機発生時における継続・早期復旧すべき事業の順位とそれらの目標復旧時間及び程度を次のとおりうに定める。

①びゅあほ一む

- ・ 共同生活援助事業 即時復旧
 現地復旧：被災拠点を復旧する。(建物の倒壊若しくは、倒壊のおそれのあるものは除く。)
 代替復旧：生活介護びゅあ殿町へ職員が移動して、業務を継続する。
 代替復旧：生活介護びゅあ松原へ職員が移動して、業務を継続する。
- ・ 日中一時支援事業 一週間以内
- ・ 短期入所事業 一カ月以内

- ・ 事業再開に関して必要な経営資源

必要な経営資源	必要な経営資源の詳細
職員	支援員 4人以上
施設	日中活動が行えるスペース等の確保
設備	入浴設備・冷蔵庫・調理台等業務に必要なもの
備品・消耗品	食材・食器・テーブル・イス・排泄日用品等
ライフライン	電気・水道・ガス・道路整備
情報	固定・携帯電話の復旧
設備	送迎車両および燃料など

②相談支援事業所びゅあサポート 即時復旧

- ・ 事業再開に関して必要な経営資源

必要な経営資源	必要な経営資源の詳細
職員	相談員等 1人以上
施設	事務所となる場所
設備	固定電話の復旧、携帯電話、FAX,コピー機等
備品・消耗品	机・椅子・用紙・筆記用具
ライフライン	電気・電話回線・道路整備
情報	インターネット
設備	車両 1台

③生活介護びゅあ殿町 二週間以内

現地復旧:被災拠点を復旧する。(建物の倒壊若しくは、倒壊のおそれのあるものは除く。)

代替復旧:生活介護びゅあ松原へ職員が移動して、業務を継続する。

- ・ 事業再開に関して必要な経営資源

必要な経営資源	必要な経営資源の詳細
職員	支援員4人以上と看護師
施設	日中活動が行えるスペース等の確保
設備	入浴設備・冷蔵庫・調理台等業務に必要なもの
備品・消耗品	食材・食器・テーブル・イス・排泄日用品等
ライフライン	電気・水道・ガス・道路整備
情報	固定・携帯電話の復旧
送迎車両	送迎車両および燃料など

④生活介護びゅあ松原 二週間以内

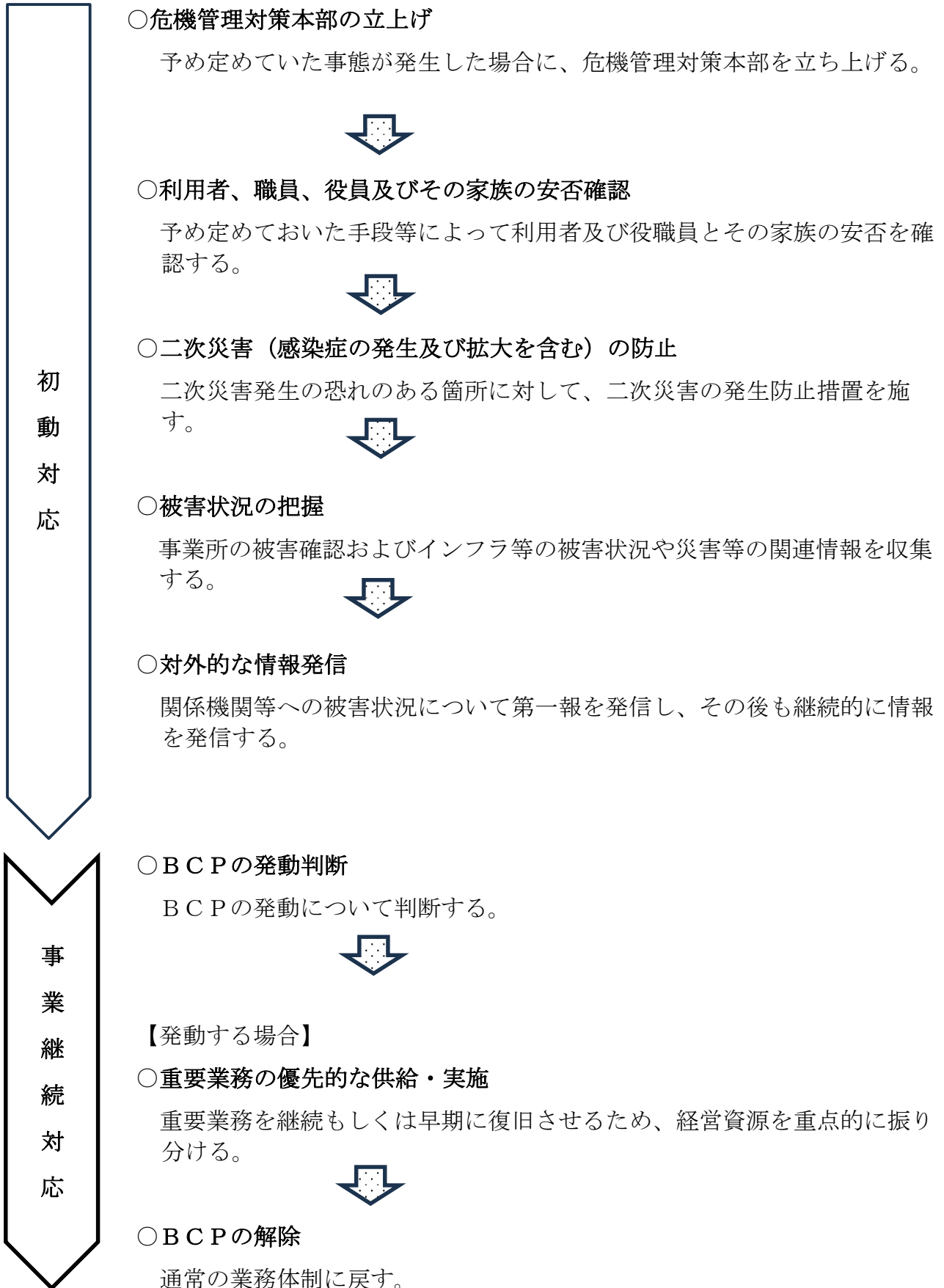
現地復旧:被災拠点を復旧する。(建物の倒壊若しくは、倒壊のおそれのあるものは除く。)

代替復旧:生活介護びゅあ殿町へ職員が移動して、業務を継続する。

- ・ 事業再開に関して必要な経営資源

必要な経営資源	必要な経営資源の詳細
職員	支援員4人以上と看護師
施設	日中活動が行えるスペース等の確保
設備	入浴設備・冷蔵庫・調理台等業務に必要なもの
備品・消耗品	食材・食器・テーブル・イス・排泄日用品等
ライフライン	電気・水道・ガス・道路整備
情報	固定・携帯電話の復旧
送迎車両	送迎車両および燃料など

4 被災発生後の対応の流れ（初動対応から事業継続対応に至るまで）



5 事業所別事業継続計画

(1) 生活介護ぴゅあ殿町

① 主な被害想定

- ・ 浜田川増水、津波による浸水による電源、空調、浄化槽、電化器具の損傷
車両の損壊
- ・ 地震によるライフライン（電気、水道、ガス）の寸断
- ・ 感染症の拡大

② 被災直後の初動対応

避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 水災発生時、2階へ避難する。 ● 建物、トイレ及び入浴設備破損時、松原作業棟へ避難する。
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の安否を確認する。 ● 職員とその家族の安否を確認する。 ・ 安否確認手段：電話 <p>安否確認が取れない場合は発生後24時間以内に事業所へ出勤する。</p>
利用者・職員の帰宅/残留支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として安全が確認されるまで待機とする。帰宅の判断は次の判断基準を参考に指示する。 ・ 判断基準：交通機関の復旧・幹線道路等の混雑状況の緩和が図られ安全に帰宅できるようになった場合、かつ、家族等に直接引き継げる時。 ● 事業所へ残留する利用者・職員に対して支援を行う ● 救済申し入れの場合、受入れの判断を実施し、受け入れ支援を行う。
被害状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 拠点内の被害状況を確認する。 ・ 確認事項：建物・水・ガス・電気・入浴設備・トイレ・備蓄品・車両
二次災害の防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 二次災害発生の恐れのある箇所に対し、二次災害発生防止措置を施す。 ・ 防止措置：水害、土砂災害等の危険個所の点検・ガス等の供給コックやバルブの閉鎖・建物被害への修繕 ・ 公衆衛生処置（隔離、消毒、マスク等）、事業所内出入り者の記録管理
被害情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害等関連情報を収集する。 ・ 確認事項：公共放送・インターネット・最寄りの消防署・警察署・保健所・浜田地区行政機関による情報収集 ● （各事業所の被災が複数ある場合）被害状況を確認・集約する。。
対外的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 各関係機関等へ被害状況について連絡する。 ・ 連絡手段：電話・メール・自動車・徒歩等により連絡

③ 事業継続対応

- ・ 送迎車両の確保
- ・ ぴゅあほ一むの事業継続支援（即時）
- ・ 現地復旧：被災拠点を復旧する。（二週間以内）
- ・ 代替復旧：生活介護ぴゅあ松原へ職員が移動して、業務を継続する。
- ・ 在宅利用者に対する日常生活支援
- ・ 余暇活動の一時停止

(2) 生活介護ぴゅあ松原

① 主な被害想定

- ・ 浜田川増水、津波による浸水による電源、空調、浄化槽、電化器具の損傷
車両の損壊
- ・ 地震によるライフライン（電気、水道、ガス）の寸断
- ・ 感染症の拡大

② 被災直後の初動対応

避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 水災発生時、2階へ避難する。 ● 建物、トイレ及び入浴設備破損時、ぴゅあ殿町へ避難する。
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の安否を確認する。 ● 職員とその家族の安否を確認する。 ・ 安否確認手段：電話 <p>安否確認が取れない場合は発生後24時間以内に事業所へ出勤する。</p>
利用者・職員の帰宅と残留支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として安全が確認されるまで待機とする。帰宅の判断は次の判断基準を参考に指示する。 ・ 判断基準：交通機関の復旧・幹線道路等の混雑状況の緩和が図られ安全に帰宅できるようになった場合、かつ、家族等に直接引き継げる時。 ● 事業所へ残留する利用者・職員に対して支援を行う ● 救済申し入れの場合、受入れの判断を実施し、受け入れ支援を行う。
被害状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 拠点内の被害状況を確認する。 ・ 確認事項：建物・水・ガス・電気・入浴設備・トイレ・備蓄品・車両
二次災害の防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 二次災害発生の恐れのある箇所に対し、二次災害発生防止措置を施す。 ・ 防止措置：水害、土砂災害等の危険個所の点検・ガス等の供給コックやバルブの閉鎖・建物被害への修繕 ・ 公衆衛生処置（隔離、消毒、マスク等）、事業所内出入り者の記録管理
被害情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害等関連情報を収集する。 ・ 確認事項：公共放送・インターネット・最寄りの消防署・警察署・保健所・浜田地区行政機関による情報収集 ● （各事業所の被災が複数ある場合）被害状況を確認・集約する。
対外的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 各関係機関等へ被害状況について連絡する。 ・ 連絡手段：電話・メール・自動車・徒歩等により連絡

③ 事業継続対応

- ・ 送迎車両の確保
- ・ ぴゅあほ一むの事業継続支援（即時）
- ・ 現地復旧：被災拠点を復旧する。（二週間以内）
- ・ 代替復旧：生活介護ぴゅあ殿町へ職員が移動して、業務を継続する。
- ・ 在宅利用者に対する日常生活支援
- ・ 余暇活動の一時停止
- ・ 生産活動の一時停止

(3) ぴゅあほーむ

① 主な被害想定

- ・ 周布川増水、津波による浸水による電源、空調、浄化槽、電化器具の損傷
車両の損壊
- ・ 地震によるライフライン（電気、水道、ガス）の寸断
- ・ 感染症の拡大

②被災直後の初動対応

避難	<ul style="list-style-type: none"> ●水災発生時、事業所裏高台へ垂直避難する。 ●建物、トイレ及び入浴設備破損時、ぴゅあ殿町へ避難する。
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の安否を確認する。 ●職員とその家族の安否を確認する。 ・安否確認手段：電話 <p>安否確認が取れない場合は発生後24時間以内に事業所へ出勤する。</p>
利用者・職員の帰宅と残留支援	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として安全が確認されるまで待機とする。帰宅の判断は次の判断基準を参考に指示する。 ・判断基準：交通機関の復旧・幹線道路等の混雑状況の緩和が図られ安全に帰宅できるようになった場合、かつ、家族等に直接引き継げる時。 ●事業所へ残留する利用者・職員に対して支援を行う ●救済申し入れの場合、受入れの判断を実施し、受け入れ支援を行う。
被害状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ●拠点内の被害状況を確認する。 ・確認事項：建物・水・ガス・電気・入浴設備・トイレ・備蓄品・車両
二次災害の防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ●二次災害発生の恐れのある箇所に対し、二次災害発生防止措置を施す。 ・防止措置：水害、土砂災害等の危険個所の点検・ガス等の供給コックやバルブの閉鎖・建物被害への修繕 ・公衆衛生処置（隔離、消毒、マスク等）、事業所内出入り者の記録管理
被害情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ●災害等関連情報を収集する。 ・確認事項：公共放送・インターネット・最寄りの消防署・警察署・保健所・浜田地区行政機関による情報収集 ●（各事業所の被災が複数ある場合）被害状況を確認・集約する。
対外的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ●各関係機関等へ被害状況について連絡する。 ・連絡手段：電話・メール・自動車・徒歩等により連絡

② 事業継続対応

- ・ 車両の確保
- ・ 現地復旧：被災拠点を復旧する。（即時）
- ・ 代替復旧：生活介護ぴゅあ殿町支援ルーム、松原作業等へ移動して、業務を継続する。
- ・ 日中一時支援事業 一週間以内（緊急対応者は3名まで即時対応）
- ・ 短期入所事業 一カ月以内

(4) 相談支援事業所びゅあサポート

① 主な被害想定

- ・ 浜田川増水、津波による浸水による電源、空調、浄化槽、電化器具の損傷
車両の損壊
- ・ 地震によるライフライン（電気、水道、ガス）の寸断

②被災直後の初動対応

避難	●建物、トイレ破損時、松原作業棟へ避難する。
安否確認	●利用者の安否を確認する。 ●職員とその家族の安否を確認する。 ・安否確認手段：電話 安否確認が取れない場合は発生後24時間以内に事業所へ出勤する。
利用者・職員の帰宅/残留支援	●原則として安全が確認されるまで待機とする。帰宅の判断は次の判断基準を参考に指示する。 ・判断基準：交通機関の復旧・幹線道路等の混雑状況の緩和が図られ安全に帰宅できるようになった場合、かつ、家族等に直接引き継げる時。 ●事業所へ残留する利用者・職員に対して支援を行う
被害状況の確認	●拠点内の被害状況を確認する。 ・確認事項：建物・水・ガス・電気・電話
二次災害の防止措置	●二次災害発生のおそれのある箇所に対し、二次災害発生防止措置を施す。 ・防止措置：水害、土砂災害等の危険個所の点検・ガス等の供給コックやバルブの閉鎖・建物被害への修繕 ・公衆衛生処置（隔離、消毒、マスク等）、事業所内出入り者の記録管理・
被害情報の収集	●風水害関連情報を収集する。 ・確認事項：公共放送・インターネット・最寄りの消防署・警察署等による情報収集 ●（各事業所の被災が複数ある場合）被害状況を確認・集約する。
対外的な情報発信	●各関係機関等へ被害状況について連絡する。 ・連絡手段：電話・メール・自動車・徒歩等により連絡 ●必要に応じて協力して利用者支援にあたる。

③ 事業継続戦略

- ・ 現地復旧：被災拠点を復旧する。（即時）
- ※電話（固定・携帯）が使用可能な状態であれば、即時業務開始。
- ・ 代替復旧：事務所機能がある場所に移動して、業務を継続する。
- ・ 車両の確保

社会福祉法人 びゅあ 危機管理体制規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人びゅあ(以下「法人」という。)に重大な損害を与える「不測の事態」(以下「危機」という。)が発生した場合、危機等の応急対策、復旧対策の基本を定めることにより、計画的な体制の整備及び推進を図り、以って法人組織の維持と事業活動の継続に資する事を目的とする。

(危機の定義)

第2条 危機とは、次の各号に掲げる災害及び感染症等によりサービス提供に影響する重大な事故をいう。

- (1) 火災、破裂・爆発
- (2) 落雷、風災、雪災
- (3) 地震
- (4) 水災(津波、土砂災害を含む)
- (5) 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突
- (6) 感染症

2 前項によるものの他、重大な災害等により、利用者、役職員及びその家族の生命に重大な状況が生じた場合。

(危機管理の基本心得)

第3条 全職員は、日頃から事業所の管理に万全の注意を払うとともに、利用者の一人ひとりについて日常行動等を十分に把握しておく必要がある。また、危機について迅速かつ適切に対応できるような具体的な計画(防災対策マニュアル・地震対策マニュアル・風水害対策マニュアル・感染症対策マニュアル等)を整備すると共に、避難や感染拡大防止等に必要な訓練・安全点検を定期的に行い、平常時から利用者・役職員及びその家族の安全確保、事故防止策、感染症拡大防止等に努めなければならない。

2 前条各号の危機発生時には、人命を第一に被害者の救助、被害の拡大防止の視点で利用者・役職員及びその家族全員の安全を最優先させるよう法人全体で連携、協力しなければならない。

第2章 危機管理対策本部の設置

第4条 法人の危機に対応するため法人本部職員の所掌事務に次の各号の項目を加える。

- (1) 危機防止対策の検討及び研修に関する事。
- (2) 重大な危機に至る可能性のある事案に係る情報の収集、整理及び分析に関する事。
- (3) 危機の分析及び再発防止策の検討に関する事。
- (4) 危機防止のために行う職員に対する指示に関する事。
- (5) 危機防止のために行う事業所等に対する提言に関する事。
- (6) 危機管理対策本部の設置に関する事。
- (7) その他危機防止に関する事。

2 危機管理の検討結果については、定期的に理事会・評議員会に報告するとともに、各事業所管理者を通じて、各事業所に周知する。

3 危機管理の検討、記録その他の運営は、本部会議において定期的に行う。

(危機管理対策本部の設置)

第5条 理事長は、大規模な危機等が発生したときには、危機管理対策本部を設置する。危機管理対策本部は、第2条各号の危機等に係る場合は次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 法人における調整機能の確保に関すること。

- ・ 被災事業所と協力し、利用者担当、職員担当、物資担当、情報担当等役割の役割を明確にし、実施事項を分担する。
- ・ 被災事業所と協力し、被害等に関する情報の収集及び伝達に関するを行うこととし、適宜、関係機関等への報告を行うこと。
- ・ 被災事業所と連携・協力し、県・市・その他関係機関との連絡調整を行うこと。
- ・ 被災事業所と協力し、事業所内、法人内、利用者家族、自治体、関係業者等との連絡調整を行うこと。

(2) 被災事業所と協力し、関係者の安否の確認を行うこと。

(3) 被災事業所と協力し、関係者の避難、救助を行うこと。

(4) 各事業所との連絡システムを確保し、電気、ガス、水道、電話等のライフラインの確保及び早期復旧に努めること。

(5) 危機等対策業務の遂行に当たって必要と認めたときは、外部機関等へ人材の派遣、医療、救護、救援物資の提供等の援助に係る協力を求めること。

(6) 理事会・評議員会への報告をおこなうこと。

(7) その他危機等への対応に関し必要な事項を行うこと。

2 危機管理対策本部は、次に掲げるものをもって組織する。

(1) 対策本部長 理事長を以って充てる。

- ・ 対策本部長は、危機管理対策本部の総括を行う。
- ・ 対策本部長が、不在、事故等にあつた場合は、次号に規定する対策本部要員の中から互選により選出し、その職務を代行する。

(2) 対策本部要員 法人本部職員並びに理事を以って充てる。

第3章 危機等への対処

(災害等の分類)

第6条 危機が生じた場合に迅速に対処するために、危機の種類、程度、影響等に分類し、その区分は別表1のとおりとする。

(危機等の発見者の通報義務)

第7条 職員は、第2条各号の危機等の予兆を発見し、又は危機等が発生したことを知った場合には、直ちに消防署その他の関係機関に通報するとともに、所属する管理者等に報告しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による報告を受けた場合は、速やかに理事長に報告しなければならない。

(対策本部長の役割)

第8条 対策本部長は、第2条各号の危機により、前条の報告を受けた場合又は危機が発生したことを知った場合には、その危機等の種類、程度、影響等に応じて別表に定めるレベル1、レベル2、レベル3の区分のいずれかに該当するかを判断するものとする。

- (1) レベル1に該当すると判断したときは、危機等へ対処するよう被災事業所の管理者に指示する。
- (2) レベル2に該当すると判断したときには、被災事業所の管理者の協議の上、当該危機等に対処する措置を講ずるものとする。
- (3) レベル3に該当すると判断したときには、理事長は危機管理対策本部を設置する。尚、職員は、自動で安否確認を行うとともに、自動参集とする。

第4章 各施設における対処

(情報の収集)

第9条 各管理者は、重大な危機に至る可能性のある事案の情報等を迅速に収集するとともに、収集した情報を理事長及び法人本部事務局に報告する。

(避難等)

第10条 管理者は、第2条各号の危機等が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、当該管理者等の属する利用者等関係者に生命又は身体に危害が生じる危機があると認めるときには、これらを速やかに安全な場所に避難させるものとする。

- 2 管理者は、負傷者を発見したときには速やかに救護に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 被災事業所の被害状況や利用者等の健康状態を考慮して、必要があれば、医療機関や他の施設への搬送の検討を行う。
- 4 管理者は、感染状況の把握と感染拡大防止に努めると共に、感染者が発生した際の初動対応について、速やかに必要な措置を講ずるものとする。
- 5 前各項の措置を講ずるときには、二次災害や感染拡大等が発生しないよう十分配慮するものとする。

(被災者情報の収集及び関係機関との調整と通報)

第11条 管理者は、前条の状況に応じて速やかに当該管理者が管理する事業所等における被災者、被災状況に関わる情報の収集に当たるものとする。

- 2 危機対策本部設置された場合は、県、市町、医療機関等への被害状況や必要な支援の連絡は、危機対策本部が行う。
- 3 利用者の家族等の連絡に関しては、当該事業所が行うことを原則とするが、不測の事態であり、互いに連携する。
- 3 危機管理対策本部が設置された場合は、当該事業所と協力し事業所内、法人内、利用者家族、自治体、保健所、外部機関等へ人材の派遣、医療、救護、救援物資の提供、その他関係機関等との連絡調整を行うこととする。

(安否確認)

第12条 管理者は、第2条各号の危機の場合、当該事業所に属する利用者等関係者の安否について、災害等の状況に応じて行うものとする。

2 利用者等の精神的不安感の軽減に努め家族に連絡を行う。災害状況によっては、連絡困難となる場合があることから、各事業所においてあらかじめ連絡方法を定めておくこと。

(危機対策)

第13条 管理者は、当該事業所等に所属する関係者に対して、次の各号に掲げる危機等の対策を実施するものとする。

- (1) 防災対策及び感染症対策の教育訓練
- (2) 事業所の設備及び土地並びに危険物等の点検、整備及び安全対策
- (3) 情報の収集並びに伝達方法及び連絡網の整備
- (4) 避難場所の整備と避難対策
- (5) 飲料水、食料、医薬品等の危機発生時に必要な物資の調達対策
- (6) その他危機対策に関する必要な事項

(各種マニュアルの作成)

第14条 各管理者は、当該事業所等に即した防災対策マニュアル・地震対策マニュアル・風水害対策マニュアル・感染症対策マニュアル等を作成し、当該事業所に属する関係者にそれを周知するものとする。

(避難住民の受け入れ)

第15条 管理者は、第2条各号による危機が発生もしくは、発生する恐れがある場合において、地域住民が事業所内に緊急に避難してきたときには、速やかに受け入れるとともに、安全な場所への誘導に努めるものとする。

2 管理者は、外部機関等から被災地域における人命救助及びその他救護活動等のため、法人事業所等の提供について要請があったときは、できる限り提供するものとする。

2 管理者は、当該管理者が管理する事業所等を緊急避難場所として提供したときには、直ちに理事長へ報告しなければならない。

附則

この規程は、令和6年3月1日から施行する

別表1 (災害等レベル区分)

【第6条】関係

災害等区分	レベル1	レベル2	レベル3
地震	震度4以下の場合にあつて次に掲げるとき (1) 負傷者がいない場合 (2) 建物、土地又は設備(以下この表において「事業所」という。)の被害の程度が軽微である場合	1 震度5弱又は震度5強の場合にあつて被害の拡大の恐れがないとき 2 震度4以下の場合にあつて次に掲げるとき (1)軽傷者が発生した場合 (2)事業所に被害(軽微であるものを除く)が発生した場合	1 震度6弱以上の場合 2 震度4以下の場合にあつて次に掲げるとき (1)死亡者、行方不明又は重傷者が発生した場合 (2)被害の拡大の恐れがある場合 (3)震度5弱又は震度5強の場合であつて、複数の事業所で負傷者が発生し又は事業所に被害が発生したとき
火災・落雷・破裂・爆発・水災・風災・雪災・建物外部からの物体の落下・飛来・衝突	1 負傷者がいない場合 2 事業所の被害が軽微である場合	1 軽傷者が発生した場合 2 事業所の被害(軽微であるものを除く)が発生した場合であつて、被害の拡大の恐れがない	1 死亡者、行方不明又は重傷者が発生した場合 2 事業所に被害が発生した場合であつて、被害の拡大の恐れがある場合 3 複数の事業所で負傷者が発生し、又は事業所に被害が発生した場合
感染症	1国内の空港・港湾で相当な混雑が発生・出張や旅行の自粛が求められる状況が生じた場合 2 食料品、生活必需品に対する需要が増加・マスク、消毒液等の需要が増えた場合	1 利用者、従業員の一部に感染者が発生、入場制限、検温、手指消毒、マスク着用などを求める動きが生じた。 2 感染者以外にも濃厚接触者や学校閉鎖等により、欠勤者が増えた場合	1 当該事業所において、発症者の割合が、利用者 30%、職員 20%を超えた場合 2 当該事業所の利用者・職員に感染の拡大の恐れがある場合

別表2（関連計画&マニュアル）

【第3条】関係

名称	対象災害等規定内容
社会福祉法人ぴゅあ非常災害対策計画	火災、震災、風水害、土砂災害及び津波等浸水災害を予防し、利用者及び職員の安全を確保して、被害の極限防止を図る
【ぴゅあ】 危機管理マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内事故・事件対応マニュアル ・食中毒・感染症等対応マニュアル ・施設入所者等の行方不明事故対応マニュアル ・送迎車の交通事故対応マニュアル ・光化学オキシダント(光化学スモッグ)対策マニュアル
<ul style="list-style-type: none"> ・洪水時の避難確保計画（ほーむ） ・洪水時の避難確保計画（松原） ・洪水時の避難確保計画（殿町） 	水防法第15条の3第1項に基づくもので、本施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人ぴゅあ（生活介護ぴゅあ殿町）消防計画 ・生活介護ぴゅあ松原消防計画 ・ぴゅあ松原防災マニュアル ・ぴゅあほーむ 消防計画 ・ぴゅあほーむ 防火マニュアル 	消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、防火管理業務について必要な事項を定め、もって火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図る
新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画	感染症（新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等）に対するリスクに対し、感染予防と、利用者と職員、及びその家族に感染者を、組織能力の全てを動員して、支援をしていくもの

別紙1 備蓄品一覧

【4 平常時の対策 (7) 備蓄】関係
※数量、保管場所等

食糧等	・非常食
	・飲料水
	・カセットコンロ
	・サランラップ
	・食器、鍋等
情報機器	・ラジオ
	・
照明等	・懐中電灯
	・電池
	・
作業機材	・軍手
	・スコップ
	・ロープ
	・ビニールシート
	・土嚢袋
	・ゴミ袋
	・タオル
	・新聞紙
	・長靴
衛生用品	・トイレットペーパー
	・おむつ
	・消毒液
	・プラスチック手袋
	・生理用品
	・箱ティッシュ
	・マスク
	・簡易トイレ
	・ポリバケツ
	・歯ブラシ、歯磨き粉
	・ビニール袋
その他	・救急セット
	・AED
	・タンカ
	・発電機
	・ガソリン携行缶
	・拡声器

別紙2 事業所・設備等の被災点検リスト

場所/対象	状況	対応事項/特記事項
建物	重大／軽微／問題なし	
ガラス	破損・飛散／破損なし	
キャビネット	転倒あり／転倒なし	
天井	落下あり／被害なし	
床面	破損あり／被害なし	
壁面	破損あり／被害なし	
照明	破損・落下あり／被害なし	
電気	通電／不通	
水道	利用可能／利用不可	
ガス及び器具	利用可能／利用不可	
エアコン等空調設備	利用可能／利用不可	
トイレ及び浄化槽	利用可能／利用不可	
電話・FAX	通電／不通	
インターネット	利用可能／利用不可	
車両	破損あり／被害なし	
器具備品等		

別紙4 役職員及び家族等の安否確認シート

職員氏名	安否確認	自宅の状況	家族の安否	出勤可否
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()

別紙5 災害伝言ダイヤルの登録方法

●防災ダイヤル 171 について

危機が発生し通信機器が使用困難な場合、防災ダイヤル171を使用する。

危機発生において、特定の地域への通信機器の使用が困難な場合に、その際、安否の確認や緊急連絡が取れるために使用する。

●【使用法に関して】

伝言の録音方法

171にダイヤル

↓

ガイダンスが流れる

↓

録音の場合 1

↓

各事業所の電話番号

①「171」にダイヤル

②「1」ダイヤル

③ 各事業所の電話番号をダイヤルし、ガイダンスに従い録音する。

伝言の再生方法

171にダイヤル

↓

ガイダンスが流れる

↓

再生の場合 2

↓

各事業所の電話番号

①「171」にダイヤル

②「2」ダイヤル

③安否情報等を確認したい相手の電話番号をダイヤルする。

※防災ダイヤル 171 について、音声ガイドの最終に事業所の番号を入力する。利用者・家族・職員の安否情報等は防災ダイヤルにおいて、情報発信を行う。

別紙6 非常災害等発生時の緊急連絡先

島根県地域福祉課	石見指導監査室	TEL (0855)29-5645	FAX (0855)29-5547
浜田市役所	地域福祉課 障がい福祉係	TEL (0855)22-2612	FAX (0855) 23-3428
三隅支所	市民福祉課 健康福祉係	TEL (0855)32-2806	FAX (0855)32-2850
金城支所	市民福祉課 健康福祉係	TEL (0855)42-1235	FAX (0855)42-1328
旭支所	市民福祉課 健康福祉係	TEL (0855)45-1435	FAX (0855)45-0135
弥栄支所	市民福祉課 健康福祉係	TEL (0855)48-2656	FAX (0855)48-2952
江津市役所	高齢者障がい者福祉課	TEL (0855)52-2501	FAX (0855) 52-1380
浜田市安全安心推進課防災安全係		(0855-25-9122)	
長福寺		(内村町 805、 0855-27-0836)	
SECOM		(0855-22-8020)	
ALSOK		(0855-23-2025)	
中国電力		(0120-312-802)	
浜田ガス		(0855-26-1155)	
イワタニ島根		(0855-26-1250)	
警察署	浜田警察署	TEL (0855)22-0110	
消防署	浜田消防署	TEL (0855)22-0119	
保健所	浜田保健所	TEL (0855)29-5537	

別紙7 感染症予防対策

1 職員の対応

- (1) 健康管理 職員及び職員家族の健康状態悪化の報告と把握
発熱外、健康状態悪化の場合は、休暇を取らせる
体調不良の申し出をしやすいコミュニケーション
- (2) 消毒 事業所内で入りの度に手指消毒の徹底
消毒薬の確保
共用品や共用箇所の適宜消毒
- (3) 感染予防 マスク着用の徹底
換気、事務室の仕切り設置
市外外出や行楽の抑制を注意喚起
会議等への出席制限、研修会等の繰り延べ措置
うがい、手洗い、咳エチケットの徹底
自宅使用の衛生用品費(福利厚生費)の支給
保存食材の配布と購入費の支給による外出抑制
時差帰宅(16:00～順次業務終了の者)の励行
インフルエンザ等感染症予防接種費用助成(本人、同居親族に一定額)

2 来所者・出入り業者等への対応

- (1) 入口対応 事業所内でのマスク着用
手指消毒の徹底
- (2) 感染予防 利用者との接触禁止
利用者エリアへの入室制限

3 面会対応

基本的に面会は、応接室、面会室において、2に準じて対応する。

4 事業所利用者への対応

- (1) 健康管理 体温、血圧測定、及び自宅における測定結果と市外外出等の行動記録
- (2) 送迎 送迎時の利用者本人、家族の健康状態悪化の報告と把握
送迎車の換気、消毒
- (3) 感染予防 利用者間の距離を保つ状態の確保
マスク着用の励行
手洗い、うがいの励行
インフルエンザ予防注射費用助成(本人、同居親族に一定額)
- (4) 消毒 手指消毒の励行
器具類の適宜消毒
共用品や共用箇所の適宜消毒
トイレ、手すり等の消毒
- (5) 換気 こまめな換気と空調管理
- (6) 体調把握 水分補給と呼吸状態、機嫌の把握